

令和5年(行コ)第30号 託送料金認可取消請求控訴事件

控訴人 一般社団法人グリーンコープでんき

被控訴人 国

(処分行政庁 経済産業大臣)

控訴準備書面 1

令和5年9月12日

福岡高等裁判所 第3民事部係 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 小 島 延 夫



弁護士 北 古 賀 康 博



弁護士 篠 木 潔



弁護士 馬 場 勝



弁護士 福 島 健 史



控訴人は、事実摘示についての原判決の引用にあたり、以下の点を削除することが必須であると考えている。

第1 事実摘示についての原判決の記載のうち、事実摘示から削除が必要な部分

1 原判決の「第2 事案の概要」「3 前提事実(当事者間に争いが無いか、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)」として挙げられている、「別紙3」の「前提事実」「1 託送供給等に関する制度」「(2) 託送供給制度及び託送供給約款認可の仕組みについて」「ア 託送供給制度」「(ア) 託送供給制度について」の「d」のうち、「その作業部会である制度設計ワーキンググループにおいて、小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者を引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収を検討し、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。」との提言をした(乙20【33頁】)。」との部分は、当事者間に争いが無い事実ではなく、また、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実でもないもので、前提となる事実から削除されるべきである。

2 原判決の「第2 事案の概要」「3 前提事実(当事者間に争いが無いか、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)」として挙げられている、「別紙3」の「前提事実」「1 託送供給等に関する制度」「(2) 託送供給制度及び託送供給約款認可の仕組みについて」「ア 託送供給制度」「(ア) 託送供給制度について」の「e」のうち、「上記dのような専門家の意見も踏まえ」との部分も、当事者間に争いが無い事実ではなく、

また、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実でもないので、前提となる事実から削除されるべきである。

- 3 原判決の「第2 事案の概要」「3 前提事実(当事者間に争いがないか、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)」として挙げられている、「別紙3」の「前提事実」「1 託送供給等に関する制度」「(4) 原価算入するための制度改正等」「ア 改正前の議論等」「(イ)」の最後の部分の括弧書き部分、すなわち、(需要家が電力の供給者である小売電気事業者を自由に選択できるようになったため、何らの措置も講じないとすると、新電力に切り替えた需要家は公益的課題を達成するための費用を負担せず、原子力発電事業者から供給を受ける需要家のみが負担することになる。)との部分も、当事者間に争いがない事実ではなく、また、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実でもないので、前提となる事実から削除されるべきである。

第2 事実摘示から削除が必要な理由(上記「第1」の「1」及び「2」について)

- 1 原判決の「第2 事案の概要」「3 前提事実」の「別紙3」の「前提事実」「1 託送供給等に関する制度」「(2) 託送供給制度及び託送供給約款認可の仕組みについて」「ア 託送供給制度」「(ア) 託送供給制度について」の「d」における摘示事実及び同「e」において「上記dのような専門家の意見も踏まえ」との摘示事実があること

原判決は、原判決の「第2 事案の概要」「3 前提事実」の「別紙3」の「前提事実」「1 託送供給等に関する制度」「(2) 託送供給制度及び託送供給約款認可の仕組みについて」「ア 託送供給制度」「(ア) 託送供給制度について」の「d」において、下記の通りの事実を、当事者間に争いが

ないか、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実として、記載している。

記

電力システム改革小委員会は、総合資源エネルギー調査会（経済産業大臣の諮問機関）の下に設置され、その作業部会である制度設計ワーキンググループにおいて、小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収を検討し、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。」との提言をした（乙20【33頁】）。

また、原判決は、同「e」において「上記dのような専門家の意見も踏まえ」との事実を、当事者間に争いが無いこと、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実として記載している。

2 制度設計ワーキンググループが提言をした事実はないこと

(1) しかし、制度設計ワーキンググループが、小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収を検討し、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。」との提言をした事実はない。

(2) 乙20号証は、事務局が整理したに過ぎない資料であること

第一に、乙20号証は、制度設計ワーキンググループの第3回会合（2

013年（平成25年）10月21日開催）において、小売全面自由化に係る詳細制度設計について、事務局である、資源エネルギー庁、電力・ガス事業部政策課、電力・ガス改革推進室が作成した資料に過ぎず、制度設計ワーキンググループの専門家の提言などではない。

その点は、乙20号証の資料の体裁からも明確である（乙20号証は、「事務局提出資料」と記載している）が、さらに、制度設計ワーキンググループの第3回会合（2013年（平成25年）10月21日開催）の議事次第・資料一覧などを掲示する経済産業省のホームページの記載（甲24号証）からも明らかである。

また、乙20号証における「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。」との記述は、全体で、41頁ある資料の中の1頁に記載されているに過ぎない。そして、その点は、全体で、14回あった会合の、3回目の会合で、事務局が作成・提出した資料にのみ記述されているものである。制度設計ワーキンググループの会合を通じ、この記述が記載された資料は、それ以外には存在しない。

まして、「小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収を検討した」ことが記述されている証拠はそもそも存在しない。

- (3) 制度設計ワーキンググループの第3回会合（2013年（平成25年）10月21日開催）において、「小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収を検討した」事実もなければ、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用につ

いては、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要」か、提言する方向で議論された事実もないこと

また、制度設計ワーキンググループの第3回会合（2013年（平成25年）10月21日開催）において、「小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収を検討した」事実もなければ、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要」かどうか議論された事実もない。

その点は、制度設計ワーキンググループの第3回会合（2013年（平成25年）10月21日開催）の議事録（甲25号証）をみれば明確である。

乙20号証は、第3回会合の「資料4-1」であるが、第3回会合の議事録（甲25号証）をみればわかる通り、議論は、電力取引のあり方（卸電力市場の活性化含む）、スマートメーター、需要家情報を旧一電から出すことなどが中心で、小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収は検討されていない。また、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要」かについても、ほとんど議論されていない。

議事録中、「資料4-1」の33ページにふれているのは、わずかに1箇所のみで、それは、「確認したいが、資料4-1の33ページは、託送原価に含

まれ得る様々な費用を公平に負担する枠組が有ることを確認しているだけであって、具体的な内容はエネルギー政策に関する方向性が出てからという理解でよろしいか。」とされており、検討・議論というものはなく、まして、提言に結びつくものではない（甲25号証）。

- (4) 制度設計ワーキンググループにおいて、他に、「小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収が検討された」こともなければ、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要」かについて提言した事実はないこと

そして、制度設計ワーキンググループは、甲26号証記載の通り、2015年（平成27年）7月28日の第14回会合まで開催され、第14回会合において、「論点リスト」が取りまとめられた（甲28・第14回制度設計ワーキンググループ 論点リスト、甲27・制度設計ワーキンググループの第14回会合（2015年（平成27年）7月28日開催）の議事次第・資料一覧などを掲示する経済産業省のホームページの記載）。

甲28号証の2015年（平成27年）7月28日の第14回会合の論点リストを見れば、わかるように、「小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収」は、論点リストには挙がっていない。また、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要かどうか」も、論点リストには挙がっていない。

他に、制度設計ワーキンググループにおいて、「小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収が検討された」ことを裏付ける証拠はなく、また、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要かどうか」が提言されたことを裏付ける証拠もない。

以上からすれば明らかなように、制度設計ワーキンググループにおいて、第3回会合における事務局作成の資料以外に、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要か」について議論検討した事実はなく、その点を、専門家が提案した事実もない。

もちろん、それ以外に、制度設計ワーキンググループにおいて、小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収が検討された事実を認める証拠もない。

3 まとめ

以上の通りであるから、制度設計ワーキンググループにおいて、「小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収が検討」された事実、及び、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保

を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。」との提言をした事実は、当事者間に争いがない事実ではなく、また、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実でもない。

したがって、原判決の「第2 事案の概要」「3 前提事実（当事者間に争いがないか、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）」として挙げられている、「別紙3」の「前提事実」「1 託送供給等に関する制度」「(2) 託送供給制度及び託送供給約款認可の仕組みについて」「ア 託送供給制度」「(ア) 託送供給制度について」の「d」の部分は、当事者間に争いがない事実ではなく、また、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実でもないので、前提となる事実から削除されるべきである。

また、それに関連し、原判決の「第2 事案の概要」「3 前提事実（当事者間に争いがないか、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）」として挙げられている、「別紙3」の「前提事実」「1 託送供給等に関する制度」「(2) 託送供給制度及び託送供給約款認可の仕組みについて」「ア 託送供給制度」「(ア) 託送供給制度について」の「e」のうち、「上記dのような専門家の意見も踏まえ」との部分も、当事者間に争いがない事実ではなく、また、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実でもない。したがって、前提となる事実から削除されるべきである。

第3 事実摘示から削除が必要な理由（上記「第1」の「3」について）

- 1 原判決の「第2 事案の概要」「3 前提事実」の「別紙3」の「前提事実」「1 託送供給等に関する制度」「(4) 原価算入するための制度改正等」「ア 改正前の議論等」「(イ)」の最後の部分の括弧書き部分において「（需要家が電力の供給者である小売電気事業者を自由に選択できるようになったため、何らの措置も講じないとすると、新電力に切り替えた需要家は公益

的課題を達成するための費用を負担せず、原子力発電事業者から供給を受ける需要家のみが負担することになる。) 」との摘示事実があること

原判決の「第2 事案の概要」「3 前提事実」の「別紙3」の「前提事実」「1 託送供給等に関する制度」「(2) 託送供給制度及び託送供給約款認可の仕組みについて」「ア 託送供給」「(4) 原価算入するための制度改正等」「ア 改正前の議論等」「(イ)」の最後の部分の括弧書き部分において、下記の通りの事実を、当事者間に争いがないか、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実として、記載している。

記

(需要家が電力の供給者である小売電気事業者を自由に選択できるようになったため、何らの措置も講じないとすると、新電力に切り替えた需要家は公益的課題を達成するための費用を負担せず、原子力発電事業者から供給を受ける需要家のみが負担することになる。)

2 「何らの措置も講じないとすると、新電力に切り替えた需要家は公益的課題を達成するための費用を負担せず、原子力発電事業者から供給を受ける需要家のみが負担することになる。」との点は、誤りであること

(1) 当事者間に争いがない事実ではないこと

この点について、当事者間に争いがない事実ではないことは明らかである。

(2) この点が誤りであること

この点は、電力システム改革及び電力自由化について、第一人者であり、非常に高い知見を有する八田達夫氏が、その意見書の中で述べている通り、誤りである。

すなわち、

電力料金は競争的市場で決定されるので、原子力発電事業者から電気の供給を受けた場合と、原子力発電事業者以外から電気の供給を受けた場合

で、電力料金は基本的に同一である。事故を起こした原発事業者に損害賠償が求められた場合には、この事業者のコストが増加し、その分、収益が減るという結果がもたらされる。したがって、損害賠償が原子力発電事業者に課せられたときには、その費用をこの事業者から電気の供給を受ける需要家のみがすべてを負担することではなく、需要家の間に格差や不公平が生じることもない。

(3) まとめ

したがって、原判決の「第2 事案の概要」「3 前提事実（当事者間に争いがないか、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）」として挙げられている、「別紙3」の「前提事実」「1 託送供給等に関する制度」「(4) 原価算入するための制度改正等」「ア 改正前の議論等」「(イ)」の最後の部分の括弧書き部分において「（需要家が電力の供給者である小売電気事業者を自由に選択できるようになったため、何らの措置も講じないとすると、新電力に切り替えた需要家は公益的課題を達成するための費用を負担せず、原子力発電事業者から供給を受ける需要家のみが負担することになる。）」との摘示事実は、当事者間に争いがない事実ではなく、また、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実でもないので、前提となる事実から削除されるべきである。

以 上